

地域包括ケアシステムアドバイザー派遣事業実施要領

(本要領の目的)

第1条 本要領は、「地域包括ケアシステムアドバイザー派遣事業」として実施する、地域包括ケアシステムアドバイザーの派遣に関して必要な事項について定める。

(地域ケア会議の定義)

第2条 本事業における「地域ケア会議」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知)に定める、次のような目的で設置される会議体のことをいう。

(1) 個別ケースの支援内容の検討を通じて

ア) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

イ) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

ウ) 個別ケースの課題分析、既存のデータ分析等を行うことによる地域課題の把握

(2) 地域づくり、資源開発並びに政策形成 等

(地域包括ケアシステムアドバイザー)

第3条 地域包括ケアシステムアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)

とは、地域ケア会議及び地域包括ケアシステムの推進に係る協議の場における助言等を行う専門職であり、県がアドバイザーとして登録した者をいう。

2 前項の規定によるアドバイザーは、県において名簿を作成し、公表するものとする。

3 アドバイザーの登録は、市町(広域連合を含む)及び地域包括支援センター(以下「市町等」という。)の希望等を踏まえ、必要に応じ行うものとする。

(派遣依頼)

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとする市町等は、地域包括ケアシステムアドバイザー派遣依頼書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、県に提出するものとする。

(1) 地域包括ケアシステムアドバイザー派遣依頼書(第1号様式)

(2) 地域包括ケアシステムアドバイザー派遣計画書(第2号様式)

(3) その他関係書類

(派遣決定)

第5条 県は、前条におけるアドバイザーの派遣依頼があった場合は、依頼書類を審査し、速やかにアドバイザーの派遣決定を行うものとする。

- 2 前項の規定によるアドバイザーの派遣決定は、地域包括ケアシステムアドバイザー派遣決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（派遣回数等）

第6条 アドバイザーを派遣する回数は特に定めないが、予算の範囲内で執行するものとする。

地域づくり等の伴走型支援を行うにあたり、年3回を目途とし、同一の課題、同じアドバイザーの派遣は3年を上限とする。いずれも上限を超える見込みの場合は県と協議すること。

（アドバイザーとの調整等）

第7条 第5条で派遣決定のあったアドバイザーとの地域ケア会議や地域包括ケアシステムの推進にかかる協議の場の開催に関する具体的な調整については、市町等が行うものとする。

（派遣に係る経費）

第8条 アドバイザーを派遣する際に係る経費（報償費及び旅費）については、県が支給する。

- 2 アドバイザーへの報償費については、「三重県医療保健部報償費支給基準」に準じた支払いとする。

- 3 アドバイザーへの旅費については、「職員等の旅費に関する条例施行規則」（昭和37年三重県規則第3号）に準じた支払いとする。

（個人情報の保護）

第9条 地域ケア会議や地域包括ケアシステムの推進にかかる協議の場における個人情報については、市町等において適切な個人情報保護策を講じたうえで、関係者間の情報共有を図ることとする。

- 2 アドバイザーは、業務の履行に際し知りうる情報については、市町等の許可なく、また当該業務の履行以外の目的で使用することを禁止する。

（実績報告書）

第10条 市町等は、アドバイザーが派遣された地域ケア会議等の支援が終了したときは、終了した日から起算して30日を経過する日までに、アドバイザー派遣事業実績報告書（第4号様式）により、県に報告しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、県と市町等が協議のうえ決めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。